



普天間飛行場一部土地（佐真下）の返還について



令和2年12月21日に行われた道路開通式。（左から、上地宜野湾市議会議員、松川宜野湾市長、田中沖縄防衛局長、オーウェンズ在沖米海兵隊基地政務外交部長）

目次	CONTENTS
普天間飛行場一部土地（佐真下）の返還について・・・1、2	令和3年度沖縄関係予算政府案について・・・6、7
防衛施設周辺における周辺対策事業・・・3	幹部職員の紹介・・・7
駐留軍施設の用地買収について・・・4	在日米軍従業員への石綿（アスベスト）被害救済について・・・8
普天間飛行場代替施設建設事業について・・・5	在日米軍従業員事前募集・・・8

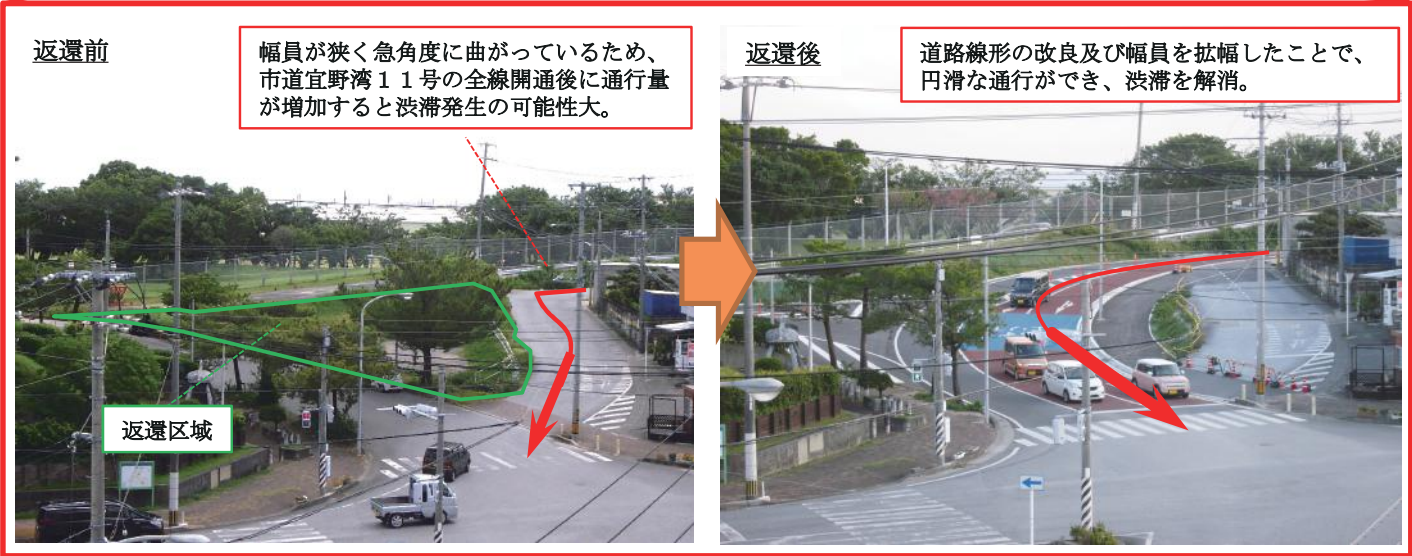
普天間飛行場一部土地（佐真下）の返還について

現在、平成29年7月の普天間飛行場の一部の返還を受け、宜野湾市により市道宜野湾11号の整備が進められていますが、佐真下交差点に接続する部分は、普天間飛行場の区域が張り出してカーブがきつく、また幅員も狭くなっていることから、宜野湾市から追加で返還要請を受けていました。

日米で協議した結果、令和2年12月20日付で追加返還が実現し、翌21日付で線形改良された道路が開通しました。今年度中には同市道が全線開通する予定であり、市民の皆様のご生活環境の改善に寄与するものと考えております。

これまでの宜野湾市をはじめとする地元の皆さまのご理解・ご協力に感謝するとともに、返還実現にご尽力いただいた米軍関係者にもお礼を申し上げます。

○佐真下ゲート前土地の返還概要



防衛施設周辺における周辺対策事業

沖縄防衛局では「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)」(以下「環境整備法」という)及び「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)」(以下「再編特措法」という)に基づく、各種の施策を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るよう努めています。

今回は、その施策のうち、環境整備法第8条(民生安定施設の助成)の「消防施設」、同法第9条(特定防衛施設周辺整備調整交付金)の「消防に関する施設」及び再編特措法第6条(再編交付金)の「防災に関する事業」の実績について、近年の事例を紹介します。

防衛省補助金等による消防施設等の実績(直近3か年)



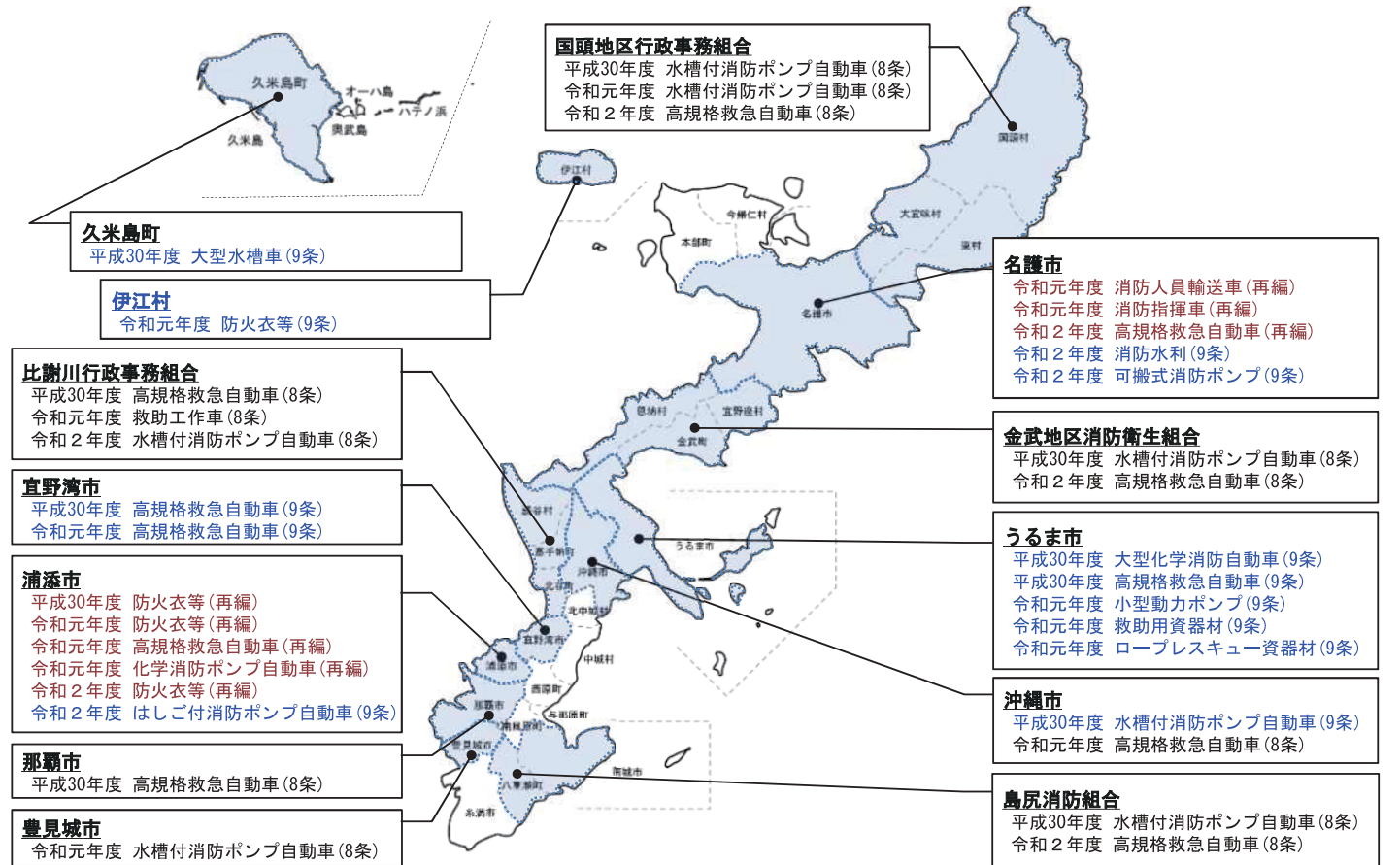
水槽付消防ポンプ自動車(比謝川行政事務組合)



ロープレスキュー資器材(うるま市)



高規格救急自動車(金武地区消防衛生組合)



化学消防ポンプ自動車(浦添市)



防火衣(浦添市)



はしご付消防ポンプ自動車(浦添市)

駐留軍施設の用地買収について

1 基本的な考え

駐留軍施設用地として賃貸借契約をしている土地について、買収の要望が出された場合には、審査等を行った上で、予算の範囲内において買収を実施しております。

租税上の措置

駐留軍用地を国に売却した場合は、租税特別措置法第33条の4第1項第1号により譲渡所得金額から、5,000万円までの控除を受けることができます。

民間売買の場合は、売却収益の約20%が所得税及び住民税として課税されます。

国に売却した場合は、5,000万円まで非課税となります。



2 用地買収の主な流れ

買収の申し立て
 駐留軍施設用地の売却を要望する場合は、理由等を記載した書面を沖縄防衛局に提出して頂きます



当該地の審査
 所有権の確認等を行います



買収予定地の鑑定評価
 不動産鑑定評価を行い、買収予定土地の適正な買収価格を決定します



契約
 買収価格について、土地所有者の同意を得た後、土地所有者と不動産売買契約を締結します



支払
 所有権移転登記を完了した後、土地代金をお支払します

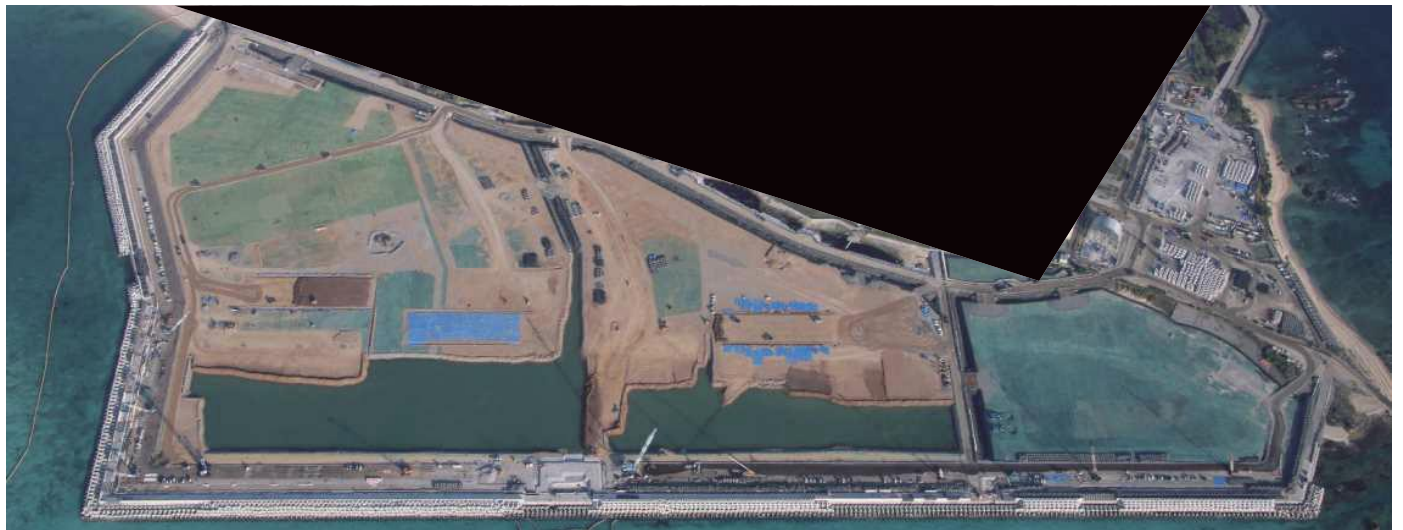
※詳細については当局の担当者へお問い合わせ下さい。

連絡先：沖縄防衛局管理部
 施設取得第3課取得補償室
 電話：098-921-8131 (内線526)

普天間飛行場代替施設建設事業について

キャンプ・シュワブにおける普天間飛行場代替施設建設事業につきましては、平成29年11月から辺野古側の護岸工事に着手し、平成30年12月に埋立工事に着手しました。また、令和元年6月にはK-8護岸の一部を概成させ、K-9護岸に加え、K-8護岸からの埋立材搬入を開始し、埋立作業を加速化させました。さらに、昨年9月には埋立区域②-1の埋立工事が海水面から3.1m（一部護岸沿いは4.0m）まで完了しました。

普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、世界で最も危険と言われる普天間飛行場の危険性の除去と返還です。当局としましては、今後とも、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、引き続き、作業の安全に十分留意した上で、関係法令に基づき、自然環境や周辺住民の方々の生活環境に最大限配慮し、辺野古移設に向けた工事を進めてまいります。



(令和3年2月撮影)



(令和3年2月撮影)

K-4護岸 消波ブロック施工状況



(令和3年2月撮影)

埋立区域② 仮排水路施工状況

環境監視等委員会（第30回）を開催



本年2月17日（第30回:Web会議）に「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会」を開催しました。

同委員会ではレッドリストサンゴの生息状況などについて当局から説明を行い、質疑応答が行われました。

普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たっては、これまでも同委員会の指導・助言を踏まえ、適切な環境保全に努めてきたところであり、今後とも引き続き、同委員会の指導・助言を得ながら適切に進めてまいります。

令和3年度沖縄関係予算政府案について

令和3年度沖縄防衛局に係る沖縄関係政府予算案は、次のとおりとなりました。

(単位：億円、%)

事 項	令和2年度 予 算 額	令和3年度 予 算 額	対前年度 増△減額	対前年度 伸 率
1 基地周辺対策経費	< 321 > 327	< 324 > 290	< 3 > △ 37	< 0.9 > △ 11.4
住宅防音	< 144 > 147	< 120 > 122	< △ 25 > △ 25	< △ 17.1 > △ 17.3
周辺環境整備	< 177 > 180	< 204 > 168	< 28 > △ 12	< 15.6 > △ 6.7
2 補償経費等	< 1,069 > 1,093	< 1,056 > 1,081	< △ 13 > △ 12	< △ 1.2 > △ 1.1
(1) 施設の借料	1,047	1,037	△ 10	△ 1.0
土地等の借料	1,021	1,030	8	0.8
その他(道路使用等)	26	7	△ 18	△ 71.4
(2) 漁業補償	12	12	0	3.9
(3) その他の補償等	< 10 > 34	< 6 > 31	< △ 3 > △ 2	< △ 34.4 > △ 6.9
3 基地従業員関係	487	493	5	1.1
4 提供施設の整備	< 39 > 65	< 49 > 57	< 10 > △ 9	< 25.5 > △ 13.1
合 計	< 1,916 > 1,973	< 1,921 > 1,920	< 5 > △ 53	< 0.3 > △ 2.7

注：1 上段〈 〉内は、契約ベースです。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがあります。また、表中における符号「0」は単位未満です。

3 基地周辺対策経費には、米軍再編関係経費（地元負担軽減分）等に計上した経費を含みます。

令和3年度特別行動委員会（SACO）関係経費 令和3年度米軍再編関係経費（地元負担軽減に資する措置）
 【沖 縄 関 係】 【沖 縄 関 係】

事 項	(単位：億円、%)				事 項	(単位：億円、%)			
	令和2年度 予 算 額	令和3年度 予 算 額	対前年度 増△減額	対前年度 伸 率		令和2年度 予 算 額	令和3年度 予 算 額	対前年度 増△減額	対前年度 伸 率
1 土地返還のための事業	< 3 > 5	< 3 > 3	< Δ 1 > Δ 2	< 22.0 > 34.2	1 沖縄における再編のための事業	< 1,648 > 807	< 1,905 > 786	< 257 > Δ 21	< 15.6 > Δ 2.6
2 訓練改善のための事業	0	0	0	Δ 8.3	(1) 普天間飛行場の移設	< 840 > 644	< 846 > 552	< 5 > Δ 92	< 0.6 > Δ 14.3
3 騒音軽減のための事業	< 0 > 0	< - > -	< 0 > 0	< 皆減 > 皆減	(2) 嘉手納以南の土地の返還	< 808 > 162	< 1,060 > 233	< 252 > 71	< 31.2 > 43.9
4 SACO事業の円滑化を図るための事業	< 16 > 4	< 4 > 15	< Δ 12 > 11	< Δ 74.2 > 3.5	2 再編関連措置の円滑化を図るための事業	< 71 > 75	< 94 > 69	< 23 > Δ 5	< 32.3 > Δ 7.2
合 計	< 19 > 9	< 7 > 19	< Δ 12 > 9	< Δ 65.4 > 98.7	合 計	< 1,719 > 881	< 2,000 > 855	< 281 > Δ 26	< 16.3 > Δ 3.0

注：1 上段〈 〉内は、契約ベースです。
 2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがあります。また、表中における符号「0」は単位未満です。

幹 部 職 員 の 紹 介



つばくら みきお
 総務部長 坪倉 幹男

本年1月15日付けで沖縄防衛局総務部長に着任しました坪倉です。
 これまで沖縄勤務の機会がなかったところ、初めて令和元年12月に管理部長として着任し、自然豊かな環境の中で2年目の勤務をさせていただいております。
 管理部勤務時にお世話になった方々に改めて感謝申し上げますとともに、今後も、当局業務が的確、円滑に進むよう総務部職員とともに組織面、予算面などから支えてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

本年1月15日付けで管理部長を拝命しました原田でございます。
 昨年1月、約9年ぶりに沖縄に赴任し、最初は企画部で約3か月、次に調達部で約9か月勤務した後、この度管理部での勤務となりました。
 管理部は、在日米軍及び自衛隊が使用する防衛施設に係る取得、管理及び補償や返還地の支障除去等の事務のほか米軍人等による事件・事故などの対応も行っており、沖縄の皆様の信頼を得られるよう全力で取り組んでいきたいと思っております。



はらだ みちあき
 管理部長 原田 道明

沖縄の米軍関連施設で石綿（アスベスト）にさらされる仕事をしていた方と そのご家族・ご遺族のみなさまに大切なお知らせです。

沖縄米軍関連施設での仕事に石綿にさらされたことにより次のような疾病にかかった場合、
労災保険制度または石綿健康被害救済制度に基づく補償または救済を受けられる可能性があります。

対象となる疾病： 中皮腫、石綿肺、肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	①沖縄復帰後に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方（本人） ②上記の遺族の方	沖縄復帰の前後に関わらず、米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方（本人）の遺族で、本人が亡くなってから一定期間*が経過した方 ★年数については、具体的事情によって異なります。	①石綿による健康被害（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）を受けた方（本人） ②上記の遺族の方 注：労災保険給付・特別遺族給付金の対象とならない場合のみ
給付内容	①本人 ・療養補償給付 ・休業補償給付 ②遺族の方 ・遺族補償給付 など	特別遺族給付金を支給 1年あたり240万円の年金または1,200万円の一時金（遺族が1人の場合。遺族の人数によって年金の支給額は異なります。）	①本人 ・医療費（自己負担分） ・療養手当（1ヵ月あたり約10万円） ②遺族の方 ・特別遺族弔慰金 など
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。時効による消滅後は、特別遺族給付金の対象となります。	令和4年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。


お近くの労働基準監督署または労働局にご相談ください 那覇監督署 TEL 098-868-8040 沖縄監督署 TEL 098-982-1263 名護監督署 TEL 0980-52-2691
宮古監督署 TEL 0980-72-2303 八重山監督署 TEL 0980-82-2344 沖縄労働局労働基準部労災補償課 TEL 098-868-3559
労災保険給付・特別遺族給付金の対象とならないことが確認できている方は、独立行政法人環境再生保全機構（TEL 0120-389-931）またはお近くの保健所に救済給付についてご相談ください。

 厚生労働省 石綿を扱う仕事や症状などの情報は、厚生労働省ホームページの「アスベスト（石綿）情報」をご覧ください。

- ※ 本土復帰前に沖縄の米軍関連施設で石綿にさらされる仕事をしていた方については、
一般財団法人 沖縄駐留軍離職者対策センター（TEL 098-898-5587・098-898-5594）においてもご相談を受け付けております。
- ※ 本土復帰後に沖縄の米軍関連施設で石綿にさらされる仕事をしていた方については、
沖縄防衛局（TEL 098-921-8215）又は独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部（TEL 098-921-5534）においてもご相談を受け付けております。


【お知らせ】 米軍基地での勤務を希望される方へ

在日米軍従業員の事前募集受付中！

応募は24時間いつでも受付可能なインターネットがおすすめです！
HPアドレス：<http://www.lmo.go.jp>  で検索できます。


応募資格 沖縄県在住の満18歳以上の方

応募方法 インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効です。

- ・インターネット：エルモのHP（<http://www.lmo.go.jp>）を開き、【求人情報】の【沖縄県における事前募集】を御覧ください。（スマートフォンはインターネット応募と同様）
- ・スマートフォンの方はこちらから ⇒ 
- ・窓口応募：指定の応募用紙に必要事項を記入の上、お申込みください。
- ・応募用紙は下記受付窓口にて配布しています。

受付時間 インターネット：年中24時間受付中

- ・窓口応募：受付時間は午前9時～午後5時30分（土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く。）

受付窓口・お問合せ先  独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）沖縄支部 管理課
嘉手納町字屋良1058番地1（道の駅「かでな」隣り）TEL：（098）921-5532



「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。
連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部報道室
メールアドレス：houdou-ok@okinawa.rdb.mod.go.jp